

○ 総務省 省令第二号
経済産業省

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十七日

総務大臣 石田 真敏

経済産業大臣 世耕 弘成

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令の一部改正）

第一条 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づく指定

総務省

第二十条第一号中「工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十九条第一項」を「産業標準化法第三十条第一項」に、「第二十条第一項」を「第三十一条第一項」に、「第二十三条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条第二号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に改める。様式第一から様式第四まで、様式第八及び様式第九中「コホニ標準化法」を「コホニ産業標準化法」に改める。

附 則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。